

県の回答（対応状況等）

令和5年8月18日

（ご意見標題） 沖縄県南部にある未開発緑地帯の県有地化について

（担当課） 子ども生活福祉部保護・援護課

（ご意見要約） 沖縄県南部にある未開発緑地帯を県有地化し、
開発事業から守ることを推進してもらいたい。

（回 答）

ご意見いただきありがとうございます。

戦没者の遺骨収集については、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記され、国において、同施策を総合的かつ計画的に実施しており、県は、国からの業務委託を受け、一部を実施しております。

また、戦没者の遺骨の残る可能性を理由として土地を取得することについては、その目的や必要性、取得後の維持管理など様々な課題を検討する必要があると考えております。

県としては、いまだ収容がかなっていないご遺骨について、一柱でも多く、ご遺族にお還しできるよう、国と連携して取り組んでまいります。